

傾向として、ソウル大学では明・清および近代史への傾斜の様相がうかがわれる。なお、韓国では日本史もまた東洋史の分野に入っていることがわかる。

なお、ソウル大学の東洋史学科卒業生は、第一回（一九七三年）八名（女子一名）、第二回（七四年）九名（女子二名）第三回（七五年）一〇名（女子二名）、第四回（七六年）八名、第五回（七七年）一〇名（女子一名）、合計四五名である。七七年一二月現在で、卒業生中一〇名が大学院に在学している。

以上『東洋史学科論集』の紹介というよりも、ソウル大学東洋史学科の紹介になってしまったが、関教授の序文にもあった通り、本論集が早く半年刊になり、そして教授スタッフの研究論文も掲載されて、内容の充実した論集になることを期待してやまない。なお、不備な研究条件の下で、学生の研究指導に当っておられる高柄翊・関斗基両教授、呉金成助教の今後の御健闘を祈ってやまない。

（서울大東洋史学科論集第一輯、서울大学校人文大学東洋史学科発行、一九七七年一月）

中山八郎教授頌寿記念明清史論叢 星博士退官記念中国史論集

三木 聰

昨年末から今年初にかけて、『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』（以下『中山論叢』と略称）及び『星博士退官記念中国史論集』（以下『星論集』）が、相繼いで刊行された。中山八郎・星斌夫両氏とも、長年に亘って明清史研究発展のために活躍を続けてこられた関係から、『中山論叢』が明清史関係論文十三篇を収録し、『星論集』が全書論文二十篇のうち、明清史関係論文十三篇に及んでいるごとく、両者とも明清史中心の論文集となっている。従って、明清史を研究テーマとする我々にとって、両論文集から裨益されるところ大なるものがある。

小稿では、評者の都合により明清史関係論文のみしか扱いていない。ここで扱う明清史関係論文は、内容的に多岐に亘っており、テーマ別に分類しにくい側面もあるが、一応大雑把に、民衆闘争、政治・制度、商業・財政などの枠組みを設けて、個々の論文についての紹介及び若干の感想を述べることにする。

まず民衆闘争史の分野には八篇の論文がある。森正夫「一

六四五年大倉州沙溪鎮における烏龍会の反乱について、『中山論叢』は、明末清初の民衆闘争史への新たな視点を提示された。従来、奴変として理解されてきた烏龍会の乱を、明清鼎革期の具体的な政治過程との関連においてとらえ、会構成員としての「人奴」・「売菜傭」・佃戸・衙役・生員Ⅱ「諸無頼」が、沙溪鎮社会の「一般構成者」からの日常的な社会的差別に対して抱いたところの、「精神的な侮蔑と怒り」をきっかけとして、「衣冠」・「郷紳」・「士大夫」を頂点とする「在来の社会秩序自体の転倒を志向」した「民変」であった、と理解される。氏は反乱を志向する民衆の精神的世界に注目される一方、反乱をめぐる様々な要素、例えば、烏龍会が反清的郷村防衛機能を担っていたこと、反烏龍会的立場をとる

「世論」の存在及び烏龍会への報復活動、薙髮令に伴う一般郷民と烏龍会員との妥協、などを指摘される。また「無頼」を、資料用語としての二面性——「固有の社会層を指すもの」及び「反体制的行動者を示すもの」——を有するものとしながらも、「被支配民衆の反乱に重要なかわりをもつもの」として注目されている。まず率直な疑問として、反乱のきっかけとしての「精神的な侮蔑と怒り」が、果して単に「衣冠の者」が「日常的対し方、ことばつきやかおつきの中で示した軽侮」から生じてくるものであろうか。また氏は佃戸の行動の中にも地主・佃戸関係における「固有の意識的・

精神的矛盾」の日常的な蓄積の存在を指摘されるが、やはり、かかる矛盾と地主・佃戸間の経済的矛盾との如何なる相乗作用によって、実際の行動が起こされたのか、を問う必要があるのではないか。なお森論文については、中山美緒氏の論評（「回顧と展望——明・清」『史学雑誌』八七—五）があり、合せて参照されたい。

川勝守「明末、南京兵士の叛乱——明末の都市構造についての一素描——」、『星論集』は、南京で起った、嘉靖三十九年の「妻粮」の停革Ⅱ俸給削減を発端とする振武營兵士の反乱、及び万曆三四年の無為教乱の考察より、「都市問題の発生の一因」であり、「都市闘争のにない手」である「遊手無頼」に注目される。すなわち、兵変における振武營兵士と同様に、教乱の主体となったのが南京衛所の兵士であり、かかる兵士が当該時期の南京においては、都市下層民Ⅱ「遊民・無頼層」とほぼ同質の存在であった、とされる。この点、兵士が無頼と等質化する背景として、軍制の変遷と、それに伴う兵士の質の変化とおさえる必要があるのではないか。また本論文では、兵変をめぐる官僚内部における対立、南京における出身省別による官僚—高利貸の結合、等々幅広い問題が提示されている。

大島立子「元末農民叛乱の背景——江北地方の場合——」、『中山論叢』は、元末反乱の背景について、単に「江南」Ⅱ旧南

宋領における地主—佃戸を中心とした社会矛盾にのみ見出すのではなく、至正一一年の紅巾の乱が河南において勃発したことより、主に元朝の「江北—旧金領支配との関連において論述される。元朝支配は、江北の「人丁」支配と江南の「経済」支配との「分離支配」の均衡の上に成立していた。江北では、「人丁」支配に伴う徭役過重などによる不満が、地主—佃戸関係の未発達という状況において、「中小自作農」を中心として、直接国家へ向けられた、とされる。

谷口規矩雄「陳友諒の末裔について」『中山論叢』は、(1)元末群雄の一人、陳友諒の末裔である柯・陳二族が、明末において湖北・江西の省境地帯を中心に、「逋負錢糧」などにより逃亡農民を吸収してかなりの勢力を形成し、「明の地方支配に服さない態度をとり続けていた」こと、(2)元末の陳友諒集団について、集団内部に「宗教派」の人物を抱懐しつつも、「武力派」乃至は無「宗教派」の人物が中枢を占めており、両者間の内部矛盾による結束の弱さが、朱元璋に対する敗退を招いたこと、を指摘される。氏は行論において、(1)と(2)とを結び付けるものとして「妖教徒的な特徴」の希薄な点をあげられるが、やや唐突の感は否めない。

佐久間重男「嘉靖海寇史考——王道をめぐる諸課題——」『星論集』は、主として海寇についての片山誠二郎氏の見解に対する批判である。片山氏が、嘉靖年間海寇を、「自立的の中

小商人」を指導層として、海禁を堅持する国家権力並びに「特権的郷紳層」に対する階級闘争の側面をもった民衆反乱と規定し、王直を反乱の指導者として「中小商人」と理解されるのに対して、佐久間氏は、王直を中心とする海寇が官僚及び「勢豪」と癒着し、かつ郷紳・豪商を主たる取引相手としており、それによって王直は巨商に伸し上ったのであるから、階級的立場は希薄である、とされる。具体的には史料解釈についての批判(一七五頁)、『実録』記事の誤謬の指摘(一七九頁)などがなされている。また、万曆並びに崇禎の両『漳州府志』間の記事の異同から、嘉靖年間における「自立的中小商人層」による合資貿易資本の活動」の存在を否定される。その場合、崇禎志のみに存在する記事の「或中小合質」に続く「後職生端」(傍点—評者)とは、具体的には何を表わしているのだろうか。

佐藤文俊「光山県・麻城県奴変考」『中山論叢』は、基本的に、従来の奴変理解を踏襲しながらも、個別具体的な、河南—湖北境界地帯に位置する両県の奴変事例の検討より、次のように結論づけられる。「清朝が封建制の再編成・再確立に当り地主階級の直接生産者たる雇工・佃戸の内、奴僕身分を有する部分を解放し、より封建的小農として自立化させ、他方では奴僕身分の再規定と奴僕解放の事例を詳細に規定せざるを得なくした闘争の一つであった」と。また、従来

の研究史では、当該時期の農民闘争が、華北の農民反乱と華中南の抗租・奴変とに分離して理解され、両者間の連関性の追求が希薄であったのに対して、氏が、奴変と華北農民反乱との関連を指摘し、奴僕身分脱出の一形態として「農民軍への参加」をあげ、かつ農民反乱が「奴僕所有者への直接的打撃となり、奴僕層による奴変状況創出の決定的背景となった」と理解される点は、大いに注目すべきであり、今後の展開に期待したい。

同「明末・袁時中の乱について」『星論集』は、明末農民反乱期における、河南の一「土賊」袁時中の乱について、崇禎一三年から、一六年、李自成による袁時中殺害までの動きを検討し、袁時中集団と李自成集団との比較において考察されている。袁時中集団は、一貫して規律を有し、在地中小地主・自作農等の保護・救済を行い、「旧来の農村秩序の維持」を志向した。しかしながら、この時期、「中寇」存立の条件が、明軍への投降、乃至は李自成への迎合という狭められた状況下において、袁時中は「国家・郷紳支配への対抗関係を持ちえず」、明軍への偽降を繰り返す中で、反清行動Ⅱ魯王救済にみられるごとく「階級性を消失」し、李自成との敵対関係を醸出していった、とされる。

寺田隆信「蘇州の哭廟案について」『星論集』は、科場案・奏銷案と共に、清初における「郷紳」弾圧政策の一環に位置

する、順治一八年の哭廟案について考察されたものである。

順治帝の哭臨期間内に起った、この事件は、清朝の徴税強化及び地方官の不正行為に対する実力行動であり、最も主要な役割を担ったのが、「関節」により数的拡大のなされた生員層であったこと、また、この事件が、同時期に起った「奏銷案」に対する反対運動としての側面をもつこと」などが指摘されている。ただ、処刑者の大部分が生員であり、清朝によって生員が「厳しく取り締らねばならない存在」であると同時に、奏銷案との関連において「厳正な徴税方針に対する最大の障害」であったとされるにもかかわらず、この事件を「生員を含む江南の郷紳」に対する弾圧事件と総括される点、むしろ郷紳——進士・舉人身分を有するもの——と生員との間に一線を設ける必要があるのではないか。

次に政治・制度史の分野に移ろう。細野浩二「耆宿制から里老人制へ——太祖の『方巾御史』創出をめぐって——」『中山論叢』は、松本善海・小畑龍雄両氏の見解を批判し、明初における老人制が、極初の耆宿制から郷老人制という新たな段階へと移行し、最終的に洪武三一年四月に至って里老人制が成立した、とされる。また、かかる老人制を、太祖の「皇帝独裁体制」を保障する「政治意図的産物」として理解される。すなわち、郷村において「民人嗟怨」という革命醸成要因を生成する「官界の腐敗構造」に対して、老人は地方官を

規制するための監察権を有する「方巾御史」であり、耆宿制・郷老人制の構造的欠陥を克服した里老人制——里老人が「太祖の権力意志に直結」する——の施行に至って、郷村社会は太祖の「直轄」支配に再編された、とされる。第一に、太祖の志向した「皇帝独裁体制」が、老人制という保障機構の存在を前提として、郷村の「直轄」支配化をなし得たとする場合、地方官を含む官僚体系の存在は、「体制」の中においてどのように位置づけられるのであろうか。第二に、郷老人制についての疑問点をいくつか提示したい。氏は、郷老人制と里老人制との相異点として、郷老人が郷を単位として設置されたこと、及び「制度的立脚基盤」が地方官による選充にあったこと——里老人は里構成員であったとされる——の二点をあげられるが、(1)「郷」とは実態としてどのような単位（乃至は区域）なのか。また里甲制における都・区・里とどう関わっているのか。(2)氏の提示された『大明律洪武直解』の記事(四三頁)は、郷老人の選充について、「衆」の推挙↓地方官による選充を表わしているが、里老人の選充を規定した『教民榜文』第三条では、

其老人、須令本里衆人、推挙平日公直、人所敬服者、或三名五名十名、報名在官、令其剖決。

とあり、「衆人推挙」後の「報名在官」には、地方官による選充行為が含まれているのではないか。(3)「理訟専管の郷老

人」の出現とされる、『実録』洪武二十七年四月壬午の条(四五頁)について、氏は「里老人制ではその理訟に際して、里長・甲首と合同するのに対して、この老人は里胥を会して理訟に当るものとされているような懸隔が指摘される」と述べられるが、「里胥」とは里長・甲首を意味する用語ではないか。なお氏の残された今後の課題としては、やはり太祖の理念としての里老人制が、実態としてどれほど郷村機構の中に浸透し、いわゆる里甲制体制の中にどのように位置づけられるのか、を問う必要がある。

星斌夫「明代の養濟院について」『星論集』は、賑救施設としての養濟院について詳述されたものである。明代における養濟院は、初期には元末戦乱後の「宣撫的目的」を持ったものであったが、その後、政策的後退、「意義の低下」の中で、成化・弘治頃には新たな「人命尊重に基づく理念」の導入によって復興された。しかし、「慈善的・恩恵の事業という性格」から運営上の弛緩をきたし、京師では嘉靖初に養濟院と蠟燭・幡竿二寺の分化が行われた。また地方の養濟院については、「末端の自治組織」としての里甲制及び保甲制との関わりの存在を推定されている。

王賢徳「海瑞に関する一考察」『中山論叢』は、嘉靖年間の清官として著名な海瑞について、彼が陽明左派に近く、「上層読書人の儒教」と「民衆の側に立つ儒教」とを基盤と

して、「安民的保民的民衆統治」を行った、とされる。「安民的な統治方法」としては、「逃民招撫・貧民救済等」を、「保民的」なものとしては、淳安知県時期の「城壁堅固工事」・保甲法などをあげられるが、列挙的叙述に終っており、例えば「保民的」鄉村防衛策とされる保甲法、郷兵・民壯、さらには里老人制、それら相互の制度的機能的な関わりについては触れられていない。

岡野昌子「秀吉の朝鮮侵略と中国」『中山論叢』は、万曆二〇年代における秀吉の朝鮮侵略を、明朝側の問題として扱われた論考である。(一)第一次侵略時、「朝鮮援軍↓募兵↓増税↓民困」という内部事業から、明朝側が「封貢」策を必要としたこと。(二)「封貢」策をめぐって、官僚内部における論争が展開したが、そこには軍部・地主官僚・皇帝、各々の思惑が存在し、内部矛盾を露呈していたこと。(三)第二次侵略時、反「封貢」派の臨戦体制成立により、兵站基地となった遼東・山東などでは、重税・徭役(運送)・徴兵の負担が農民生活を破壊したこと、が述べられている。また、その後激発した反曠・税の民変との関連性についても言及される。さらに、朝鮮へ赴いた募兵集団が、戦後、「地方の権力者に私兵として吸収され」、それが「分権的な趨勢」に向かききっかけとなった、とされる点、郷紳論との関連などによる、今後の実証を経た展開に期待したい。

鈴井正孝「清初浙江の丁税賦課方法について」『星論集』は、地丁銀の先駆形態としての、丁銀の「随地辦納」について考察される。浙江では、「照糧起丁」「照田起丁」による丁銀形態が、一部ではすでに明末から行われ、康熙初にはほぼ全域に行われていた。地丁銀⇨丁銀攤入が推進されたのは、雍正四年を中心に七年頃までであるが、現実には「照糧起丁」「照田起丁」方法と異ならず、浙江においては「丁銀攤徵」による丁税体系の解消という観点は稀薄だった」とされている。

菅原功・佐藤俊一「乾隆初期の順天府の義倉について」『星論集』は、まず清初の直隸において、社会と共に殆ど実効性のなかった義倉が、乾隆一〇年の上諭及び同一六年の総督方觀承による「義倉規條」の頒布を契機として、順天府下では乾隆一六・一七年に集中的に設置された、とされる。また、この時期の義倉が市鎮のみならず「村・莊集落」にも殆ど設置されており、義倉・社会の間には設置場所からする区別が存在しなかったこと、義倉建設の資金は、生員・貢生・監生の義捐——本論では「捐納」とされているが、この場合は相応しくないのでないか——によっていたこと、等々が指摘されている。第一に、郷村内に義倉・社会が並置される場合、実際の救恤において、両者の間には機能的にどのような違いが存在していたのか。第二に、義捐の主体が上層の郷紳ではなく、

下層の生監層である点、どのような意味を持つのであろうか。

中道邦彦「清代、海上船隻に施行された保甲法について」『星論集』は、雍正四年の新保甲条例に基づき、翌五年、「海上及び沿岸の治安維持」を目的として施行された、船隻の保甲法について考察されたものである。保甲の編甲方法としては、澳を単位とした澳長Ⅱ澳甲Ⅰ甲長という二段階編成が普遍的であり、その場合、澳長には「有力な船商或は網元の船戸」が選出任命され、甲長については、実質的には「雇傭された船長」がその職務を遂行したことを推定されている。この点、実証的な問題が今後に残されており、かつ当時の漁業構造の分析が必要であろう。また氏は、保甲法の有効性を、清末のアヘン密輸との関わりにおいて否定されるが、施行初期の雍正・乾隆年間の状況については見出し得ないであろうか。

商業・財政史の分野として、まず佐久間重男「明代の門攤税と都市商業との関係」『中山論叢』は、明代の門攤税について、それが大小都市店舗に対する課税であり、「各種店舗の営業資本もしくは資産を基準に等則が立てられ、それにより徴収される営業税の一種」であると規定し、主に明朝の通貨政策Ⅱ鈔対策との関連において考察されたものである。門攤税は、永楽以後の鈔下落傾向下での「市場にダブつく鈔の

回収策」、すなわち鈔流通の堅持を企図した通貨政策としての意味を有していた。従って、門攤税の場合、その銀納化は農村の賦・役に比べて遅れた嘉靖四年になされたのであり、以後は地方財政上において一定の役割を果した、とされる。また、門攤税が通貨政策としての意味を持ち得た背景として、都市商業の発展をあげ、主に南京を例として「居芸の坊」「舖廊」などについて述べられている。

山根幸夫「明・清初の華北の市集と紳士・豪民」『中山論叢』及び同「明清時代華北市集の牙行」『星論集』の二篇は、市集という経済機能体の分析を通して、それを実質的に支配する「紳士」、中でも生監層に注目されたものであり、「郷紳」による「経済的支配Ⅱ市場支配」の問題を具体的に展開した、いわゆる郷紳論の一つの前進とすることができよう。まず前者では、明代の華北において、知州・知県及び「在地の紳士・有力者」の推進により、成化Ⅰ嘉靖頃に城集・郷集がともに普及したこと、一方、明末戦乱後の清代では、乾隆頃を中心として特に郷集が普及したことが述べられる。また「紳士・豪民」によって、特に郷村に設置された義集Ⅱ無税集は、彼ら自身のために利益をもたらす機関であり、中でも生監層は胥吏・衙役と結託し、かつ市棍・家僕などを使って市集の運営を掌握し、様々な弊害を生み出した、とされる。後者は、市集における交易の仲介者として、物貨の検量・評

価、及び交易者からの商税徴収も行い、市集の実質的運営者であった、牙行について考察されたものである。各種牙行の存在した城集に対して、郷集に設けられた牙行はほぼ「斗秤行」のみであり、故に彼らは郷集の運営を壟断し、郷民からの直接取奪を行った。かかる牙行には、主在在地の紳士層、乃至はその「代理人」としての無頼・棍徒・家僕等、さらには胥吏・衙役が充当されたが、「最も大きな勢力を行使した」のは生監層であった。氏は「上級紳士と下級の生監層」との間に明確な一線を画し、上級紳士の「城紳化」、及び生監層の土地に対する密着度の強さということから、「郷村社会に於て経済的な影響力をもった」ものを生監層と規定される。

一概に生監層の土地密着化を指摘し得るかどうか、という疑問は残るが、氏の行われたごとく、今後の研究においては、上級の郷紳——進士・举人層——と下級の生監層という明確な区分を設けると共に、それをどのように前進させるかが問題となるであろう。

社会史の分野として、小山正明「明・清時代の雇工人律について」『星論集』は、仁井田陞・重田徳両氏によって行われた、万曆一五年から乾隆五三年にかけての、「雇工人律適用の改訂過程」についての問題を再検討し、それを「自立的小農経営の展開に対応する国家の全般的農民政策の一環として」とらえられたものである。「明律」に規定された雇工人

とは、「家長の家父長支配に服する」、奴婢と同質の労働形態であり、奴婢との相違点は主家による「恩養の度合の深淺の違い」だけであった。一方、雇工人の現実の存在形態は、主家の戸籍に付された「非自立的小農」であったが、明末以降の「雇工人律適用の改訂」により、雇工人と奴婢とを同等の労働形態とする考えが否定され、「佃戸を含めて一般農民の雇傭労働には凡人律を適用」することで、国家による雇傭労働の把握が、間接的なものから直接的なものへと転化した、とされる。氏は「改訂過程」の背景として、「雇傭形態をとった非自立的小農の自立的小農経営への成長」を指摘されるごとく、以上の理解は、明末清初期を「封建的土地所有とそれに対抗する農民の勤勞的土地所有の形成」及びかかる「封建的生産関係」に対応する「国家の農民政策の展開の画期」とする、氏の封建制論（「アジアの封建制——中国封建制の問題——」『現代歴史学の成果と課題』²、共同体・奴隸制・封建制）の一環に位置づけられるものである。

その他の分野として、まず谷光隆「明代遣運の一齣——清江浦の開鑿と船廠関権の設置——」『中山論叢』は、明代遣運史上において、海運から河運への転換の一つの契機とされる、永樂一三年の陳瑄による清江浦の開鑿、及びそれに関連した地理的問題について詳述され、さらに、江南糧餉の民運から軍運への移行点に位置する淮安の清江船廠、及び船料・商税

等の徴収機関として、清江浦に設置された鈔関・常盈倉・抽分廠について考察されたものである。

同「明代徐州地方における黄河の氾濫——夏鎮河・洳河開墾の原因をめぐって——」『星論集』は、明代全般に渡って、徐州付近における黄河の氾濫及び河道の変遷と、それに対して遭遷のより安全化を図るために行われた、河工の実施状況について明らかにされたものである。なお谷氏の両論文とも、具体的な関係地図が付されていたならば、読者にとつてより理解し易かったと思われる。

川越泰博「所謂『鄭和行香碑』について——明初の福建蒲氏に関連して——」『中山論叢』は、福建省泉州市郊外靈山の回教徒墓地に存在する「鄭和下西洋行香碑記」という、永楽一五年五月一六日付——鄭和の第四次征西の前——の碑文を通して、明初における蒲寿庚の末裔に論及されたものである。氏は碑文の建立者を「鎮撫蒲和日」と断定し、かつ元朝に厚遇された蒲氏が、明太祖の厳しい処置——「謫戍」によって泉州衛の軍戸とされながらも、「身分的種族的制約」を受けない衛所武官職の陞進の原理によって、当時、鎮撫にまで陞進していたことなどを推定されている。

間野潜龍「大学衍義補の『正朝廷』について——『中山論叢』は、丘濬の『大学衍義補』全十二目の最初に位置する「正朝廷」について論ぜられたものである。丘濬が皇帝の修徳及び

君主としての姿勢を規定した「正朝廷」から論述した背景には、憲宗治世末期における弊害の増大化が存在し、ために「正朝廷」では、皇帝自身の姿勢として、紀綱の肅正、人材の登用、養民・理材などが述べられており、「本書の基本的な姿勢」が凝縮している、と指摘されている。

神田信夫「王慶雲『石渠餘紀』について」『星論集』は、「清朝の財政をはじめ諸制度や掌故に関する要領のよい書物」である、道光・咸豊年間の官僚、王慶雲の著作『石渠餘紀』（別名『熙朝紀政』）について、九種類の異本の来歴、及び著者王慶雲と本書の成立事情などを考察されている。九種類の異本のうち、氏は東洋文庫・東文研・人文研各所蔵の「大型木版本が最も優れている」とされる。また王慶雲の依拠した資料としては、『皇朝通考』『会典』を中心に、檔案類及び当時利用の困難な『実録』が使われていること、本書の主な執筆時期が道光二八・二九年頃であること、等々が指摘されている。

田尻利「一九世紀中葉江蘇の蚕桑書について」『中山論叢』は、太平天国後の「地主制の構造的危機・清朝支配の危機」及び中国農村経済の世界市場への組込みの中で、官僚・郷紳層による「ひとつの運動ともいふべき」蚕桑奨励事業の一環として、江蘇省で刊行された三種類の蚕桑書、何石安・魏黙深（魏源）『蚕桑合編』、尹紹烈『蚕桑輯要合編』、沈秉烈

『蚕桑輯要』について、各々の構成・成立事情、及び各書間の相互関係などを考察されたものである。何書が何石安自身の「オリジナルなものであるのに対し」、尹書は何書に、沈書は何書及び楊名騷『蚕桑簡編』に依拠していたが、各書ともに「それぞれの経験および在地の状況に応じ」たものであり、「実践的・実用的性格が貫徹していた」とされる。

以上、各分野にわたる労作を十分に理解し得なかったのではないかと恐れるものである。また浅学なる評者の勝手な妄言を述べさせて頂いた。数々の非礼をお詫びし、執筆者各位の御寛恕をお願いする次第である。

最後に、小稿において触れることのできなかった論題を提示して擱筆する。

『星論集』

- 逸文唐令の一資料について……………愛宕松男
- 唐代後期の常平倉……………船越泰次
- 唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について……………高橋継男
- 唐宋時代における水利と地域社会……………斯波義信
- 北宋時代における回紇商人の東漸……………佐藤圭四郎
- 南宋代の和羅政策について——江南西路を中心として……………地濃勝利
- 八旗寛羅佐領考……………細谷良夫

批評と紹介 神田

台湾の土地公信仰と沖繩……………窪 徳忠
 なお『中山論叢』には、中山八郎氏の「私の学習記録」が収められている。

（『中山論叢』燎原書店 一九七七・一二 A5 三八一頁 六〇〇〇円、『星論集』星斌夫先生退官記念事業会 一九七八・一 A5 四二二頁 七〇〇〇円）

宮中檔雍正朝奏摺

神田 信夫

周知のように台北の故宮博物院には膨大な量の清代の檔案が蔵せられ、先年來その整理と公刊が着々と進められている。先月（一九七八年七月）同地で台湾大学の主催によって開かれた「國際清史檔案研討会」の際には、参加者のために一日同院において清代の檔案の特別展覧が行われ、殊批のある奏摺はじめ各種の貴重な檔案が多数陳列された外、奏摺を送るのに用いられた摺匣や夾板なども並べられ、一同の目を眩らせたものであった。すべて十五万余件に及ぶ宮中檔案は先年その整理が完了し、カードによって容易に検索できるようになったが、その数を上まわる軍機処檔案もこれまた最近